

谷干城における「民権」と「天皇」

小林和幸

はじめに

維新以後の日本に建設すべき新国家像について、西洋列強に対峙し独立国家として確固とした地位を国際社会に得るために、立憲政治を施行しなければならないという認識は、その建設を担った者にとってほぼ一貫し共通したものであった。このことは、近年の研究により、彼等にとって何故憲法の導入が必要と考慮されたかという問題も含め次第に明らかにされている。⁽¹⁾一方、明治立憲制の導入において自由民権運動の役割を評価する見解では、これは、国民の権利と自由を求め藩閥専制政府の打破を目指す民権派が専制政府に限られた譲歩を迫った結果であるとする。⁽²⁾ところが、藩閥政府の主流でもなく、また民権派とも対立した勢力、すなわち本稿で取り扱ういわゆる「保守派」の主張については、開化を推進する藩閥政府の政策に抵抗するその「保守」「守旧」の面が強調され、いわゆる「守旧派」と同一視されることがあり、さらに民権派と対抗した側面から、その反民権の旧時代性が強調されるという認識が支配的（従って、従来の研究では「保守派」が、民権派を敵視したという点の指摘にとどまり「民権論」の如何なる部分をどのように批判したかという踏み込んだ分析は殆どなされてこなかった）で、その立憲政治を巡る見解については一部の例外を除き等閑に付されている。従来の「保守派」研究の中で、その立憲思想について検討したものには、渡辺昭夫氏の先駆的業績や笠原英彦氏等の研究が挙げられる。⁽³⁾これらの研究は、天皇親政運動の展開の中で、親政の実を挙げるために「立憲制」の導入が検討されていることに注目し、その特性を分析検討することに主眼がお

かれている。従って、そこで検討されるのは、明治天皇の側近であり、天皇親政を目指した元田永孚や佐佐木高行の思想と行動である。彼等の活動は、明治一〇年代が中心であり、明治憲法が施行された後は、佐佐木高行や同じく「保守派」の土方久元は、活動を宮中に沈潜させ（元田も教育勅語の起草に参画した後の明治二四年初頭には没した）、彼等の政治的な役割は、帝国議会開設迄では終息した。しかし、明治一〇年代に佐佐木や元田と共に「保守派」の思想を共有して活躍しながら、さらに立憲政治への理解を進展させた事により、新しい帝国議会開設後の政治体制の中でも、独自の影響力を持った政治家が存在する。本稿で取り上げようとする谷干城は、明治一〇年代には、「保守派」の論理による活動を行い、洋行体験などによる立憲政治への理解を経て、帝国議会開設後は、貴族院内で、院内会派「懇話会」の領袖として、政党勢力とも藩閥政府とも相対的に独立した勢力を形成し極めて旺盛な政治活動を行ったのである。

そこで、本稿では、筆者年来の研究課題である日本の立憲政治運営に特徴的である帝国議会貴族院の特質解明の一環として、谷干城に注目し、その政治思想について、「保守」思想との関連で検討していこうとするものである。⁽⁴⁾ 具体的には、先ず、明治一〇年代の民権運動隆盛期に於いて、谷が「民権論」について如何なる考えを持っていたかについて、次いで、立憲政治への理解の進展に伴うその変容、さらに、立憲政治実施にあたって天皇の政治的地位が如何にあるべきと考慮したかという諸点について検討していくこととする。

一、真民権と偽民権

谷は、土佐南学再興の祖、谷秦山を祖先に持つという儒教的・国学的環境にあった事により、尊王論を基調とする王道論者であった⁽⁵⁾という事は、谷自身が度々自称していることでもあり、また谷の主張の中心をなしていたことは既に明らかにされている通りである。また、同じ土佐藩出身の板垣退助とは、明治初年に土佐藩財政問題などを巡る政治意見の不一致によって

決定的に対立し、板垣の主張に悉く對抗する關係にあつた。⁽⁶⁾従つて、明治六年政変で下野した板垣が主張する「民権議院設立」の主張や、以後のいわゆる「自由民権論」に対しても基本的に反対であつたとされるのが普通であろう。しかし、この間の谷による「民権論」に関する言及を子細に検討するとそれとは違った見方ができるのである。谷の「民権論」についての言及は多くはないのだが、以下、幾つかの史料によつて、当時の「民権論」への見方と、「民権論」の中心的主張である議院開設に関する見解を検討していく。

先ずは、明治九年山内家に提出した山内家の財政を論じた意見書である。⁽⁷⁾この中で、谷は、当時の「民権論」について以下のように言及している。

近日に至り民権論遽に起りしより、華士族を見る讐敵の如く、其論喋々嗷々自ら一宗旨の如く、其元民権を伸るに出づるに非ず。元自ら不平に出つ。而して自立自養の民に出でずして平民出租を分食する士族に出づ、論公に似たりと雖も、其の心を推せは真に公歟不公歟、識者を不待して猶可弁。然りと雖も是れ亦自ら時勢の一変にして真に民権の張る者亦近にあるべし。凡そ租税は国家の事を料理するの費に供する者にして、游手の人を養ふ所以に非す……

ここで、谷は、盛んとなりつつあつた「民権論」とは、民権を唱えながらその実、民権を伸張するためではなく、自分たちの不平心から出ていると云う。またその運動の担い手も、一般の人民ではなくて、租税により禄を得ようとする士族であると非難した。谷は、彼等が「民権」を不平解消のための道具として非難したのである。谷は民権運動の担い手に対する不信感から、「民権」運動を非難している。

実際、この頃、廃刀令や秩禄処分などによつて士族の精神的特権や経済的特権の剥奪に反発する形で日本各地に士族の反乱が起こっておりそれと政府批判をする民権運動は結びつく状況があつたわけで、谷の言葉は的外れではない。一面の状況を正確に指摘するものでもあつた。

一方、ここでは「民権」が目指す内容や目標自体を非難しては居ない。むしろ、「然りと雖も是れ亦自ら時勢の一変にして

真に民権の張る者亦近にあるべし」とする所を見れば、「時勢の一変」にして「真に民権の張る」事は、「近にある」と認めるのである。この意見書では、これに続けて、

今華士族常職なし、而して猶ほ常禄あり、是れ事理に於て不可なる識者の論を不待、然れども三民未だ旧三民、自ら野鄙賤劣の旧習を一掃する事不能、士族未だ旧習を變する事不能、故に未だ民権の何たるを不知、此の事理を了解し、直に民権を張らば、士族の民税を分食して噉々民権民権と云者等自ら消滅して遂に政府へ多く租税を出し、多く人民の益を起す者論権共に他人に超過するに至る疑ひなかるべし

とする。すなわち、旧来の身分制に基づく旧習を捨て、民権の本質を理解し本当の民権を伸張したならば、民の税を分食しながら（租税によって生活しながら）民権を主張するものは消滅するであろうとし、これに対し政府へ税を多く出す者が発言力も権威も上昇するであろうと見ているのである。そして、この意見書の結論として山内家の財政を確立することを主張している。谷は、この頃の「民権運動」を、自らの特権を守るためにその道具として「民権論」を利用しようとする一部の者の不平心から出る不純な運動（後、「偽民権」と称す）として非難し、一方では旧来の身分を維持することの不当を認識し、時勢の変化による「民権」の伸張（同じく後、「真民権」と称す）は自然なものと考えていることが明らかであろう。そして、谷がここで言う「民権」の本来あるべき姿は、史料の中で多くは言及されないから不明確ではあるが、「華士族常職なし、而して猶ほ常禄あり、是れ事理に於て不可なる識者の論を不待」とすることから、少なくとも旧来の身分制の解消を考慮しており、その特権保持を主張する当時の「士族民権」に「未だ民権の何たるを不知」と非難するのであった。

次に、谷が熊本鎮台司令長官として西南戦争に関わった当時の明治一〇年一〇月二〇日付谷宛佐佐木高行書翰に注目している。この当時の佐佐木高行は、元老院議員官であったが、西南戦争に呼応するかたちで立志社が挙兵する懸念があるなどの不穏な情勢にあった高知県へ、民心を鎮撫する目的で政府から派遣されていた。佐佐木は、立志社に対抗する中立社により、漸進論によって民心を収攬させようと意図した。前述の通り、佐佐木は「保守派」の代表的人物とされるが、この時期、佐佐木と

谷は、漸進論で政治改革を行おうとする同士であり、民権論に対する評価も共通したものであったと思われる。⁽⁸⁾この佐佐木書翰は、現在は谷干城の子孫谷元臣氏に所蔵されているが、ここに谷や佐佐木の「民権論」にたいする考えを知る上で重要な点⁽⁹⁾が、以下の通り言及されているのである。

立志社ニテハ兎角演舌会等相催し或ハ、雑誌等出し何分権利を得ザル中ハ義務ナシト之説ヲ主張致し民間ニても追々相及候趣ニテ孰レ政府之施行ヲ百事誹謗之趣ニ御座候。権利ヲ得ルトハ参政之權ト被察候。皇国之只今之政体之処、俄然権利ヲ得ズンバ義務ナシト申説世上ニ流行致候ては其弊害ハ甚敷と存候。如貴命真民権ハ勿論議事も今日之世界之光景ニては御国迎も早晚被相行可申候。亦被行候事可然と存候得共、今日大不平ニて腕力ニて転覆不被行事知テ偽民権ヲ以真民権ノ仮面ヲ蒙り、遂ニ転覆ヲ希望スル心事顯然ニ有之、実ニ可惡事ニ御座候（傍線は筆者）

傍線部「如貴命真民権ハ勿論議事も今日之世界之光景ニては御国迎も早晚被相行可申候。亦被行候事可然と存候」とは佐佐木の言であるが、「如貴命」として居るところから、この見解が谷の見解でもあるのは明らかであろう。『保古飛呂比』所収の佐佐木書翰（案）⁽¹⁰⁾には記述はないのだが、実際の書翰には「議事」という言葉が加えられている。文中の「議事」という言葉が指すのは、文意を汲むと「議會政治」を指すことに間違いないと思われる。即ち、これによって谷、佐佐木は、「今日之世界之光景」を考慮すれば、将来の日本の在るべき姿として、不明確な形ではあるが、議會政治を導入すべきものと見ていたことが知れるのである。世界の趨勢を認識し「議會政治」を容認しており、民権論者の最重要な要求である「議會政治」の導入につき、民権論者と対抗関係にあった谷・佐佐木の主張は抵触するものではないのである。この点を考慮すると、彼等と「民権論者」の主張との差は、従来考えられているほど大きなものではなかったのではないかと思われる。「民権派」が「権利ヲ得ズンバ義務ナシ」と唱え「即時」に参政権を主張する点では、その主張を異にするが、議會政治の施行については「被行候事可然」としており、それは漸進か急進の相違に還元でき、根本的な違いが、この明治一〇年の段階でも存在するわけではない。しかし、実際に谷・佐佐木は、当時の「民権論」には反対している。そして、その理由とするところも、同じ書翰から読みと

ることが出来るのである。先の引用に続けられている部分で以下のように述べている。

今日大不平ニて腕力ニて転覆不被行事知テ偽民権ヲ以真民権ノ仮面ヲ蒙リ、遂ニ転覆ヲ希望スル心事顯然ニ有之、実ニ可惡事ニ御座候。併シ其口実スル処民権ニ有之候故、内輪之事情ヲ不相心得者又ハ相心得候テモ政府ヲ誹議シ不平ヲ唱フル徒ハ大ニ力ヲ増勢ニテ既ニ報知新聞又ハ大坂日報等ハ丸デ立志社論ヲ主張致シ候光景ニテ今日早ク真偽民権之分析相附候様致度ト存候得共、其業前ハ極々困難ニ有之候。今日之施政ニ当リ候てハ真偽民権家不平徒ト共ニ合併致し、其憂ハ不可言ニ立至リ可申候。其施政上適宜ヲ得候ハ、本県之人心も方向一定順路ニ赴キいか程不平徒異説ヲ唱候共聊か可憂事ハ無之存候。小生輩之思慮ニも真民権ノ力ヲ得候様之施政上よりも注意ニ相成、又局外ニテも其趣意ヲ以上下連絡ニ相成候様中間ニ立チテ周旋致度存候得共、微力薄力何共其目的相立兼候。日夜痛心此の事ニ御座候。尚御高慮御示諭希望いたし候。すなわち、当時の民権論が「真民権」では無いと彼らが判断しているからこれを非難するのである。「真民権」ではなく「偽民権」だからである。先にも述べたように、この、佐佐木が言う「偽民権」とは、民権に名を借りて、勢力を伸ばし、暴力も辞せずして政府の転覆さらに政権の奪取を目指そうとするグループを指す（すなわち彼の認識では立志社）ものであると思われる。佐佐木などの二云う「偽民権」は、自らの不平心に基づいた明治国家の打倒を目指す「民権論」を指すものである。且つ、政府を倒すために、容易に守旧的志向を持つ勢力とも安易に提携することも、当時の「民権論」を不純とする点であった。⁽¹¹⁾ 佐佐木には（これは谷にも共通したものとと思われるが）、一貫した立志社による民権論への過小評価が存在するのである。一方、こうして、「偽民権」を非難する反面、「真民権」については、「真民権ノ力ヲ得候様之施政上よりも注意ニ相成、又局外ニテも其趣意ヲ以、上下連絡ニ相成候様中間ニ立チテ周旋致度存候得共、微力薄力何共其目的相立兼候。日夜痛心此の事ニ御座候。尚御高慮御示諭希望いたし候」として擁護する。ここにある通り、「真民権」が発展することに助力することには熱心で、「局外」で「中間」に立って周旋することを自らの役割と考慮したのである。佐佐木は、明治十一年三月侍補就任以後、「天皇親政」運動を展開する中で、元老院権限の拡張を政府に求めるが、こうした行動は、立法権の強化を意図したという意

味で先の主張の実現を目指す活動と見ることが出来よう。⁽¹²⁾

一方、この時期の谷は、前述のように議會政治を考慮に入れながらも、明治政府の軍人という立場にあり、積極的な政治活動は行っていない。しかし、明治一二年にいたり、陸軍行政の中に、伝統的秩序や国民の現状に背馳した点を見て、これへの批判を行うこととなる。その最初は、「陸軍恩給令」⁽¹³⁾についてであった。この問題については、既に前記拙稿でも触れているので以下簡単に述べておくこととする。谷は、明治一二年、三条実美太政大臣宛で提出した陸軍恩給令改正意見の中で、明治九年に制定された軍人恩給令がフランスの例にならったもので、戦死した場合の扶助料は、その妻子に給付されるとされ、父母には給付されなかった事から、日本の孝道を重んずる伝統的な習慣・秩序に合わず、日本の実情に適さないとしてその改正を求めたものである。陸軍省は谷の意見に対して、「今日仮に之を改むるも他日必ず西洋の通り成らざるを得不得、法は前途進歩の目的を以て定むべきものなれば多少習慣に異なるも決して改むべからず」⁽¹⁴⁾として谷の改正意見を却けた。谷にとっては、国民の実情こそが重要であってそれを無視した急進的な施策は、いたずらに国民を困難におとし入れるものだったのであり、当時の陸軍省にあっては急速な近代化・西洋化をその使命としていたから、両者は相いれない論理に立つものだった。陸軍恩給令改正については、一四年に再度意見書を提出し今度は、陸軍省にとどまる問題とせず、元老院での審議を求めた。谷のこの活動は、国民の実状を重視するという意味における「真民権」の実現要求ともいえるであろう。また、薩長にばかり篤い情実人事についても「叙勲之不公平に付建白」によって批判する。これは、島津久光・伊地知正治を勲一等、山内豊範を勲三等とする事不公平を指摘したものである。ここでは薩・長・土の旧藩主の功績は均しく勲一等を授与されるべきであるとして、そこに叙勲の不公平を見、薩長による恣意的、情実的な人事を非難したのである。さらにこの建白では、同様に、維新の功績による叙勲であるならば、たとえ野にあらうとも、維新に大きな功績があった板垣についてもその功績を賞すべきであると主張した。板垣と谷との関係が悪かったのは再び繰り返すまでも無いが、その板垣に対しても「其の思想に立ち入り断定して前功を烏有に付するは亦公平の沙汰と云ふべからず」として、板垣の今の立場によってその功績を評価しないことは不当である

と主張し、人事の公平を求めたのである。谷が人事の公平に固執する理由は情実人事を繰り返す政府が人望を失いついには瓦解に到ることを懼れるからでもあった。

さらに、明治一四年、「長崎梅ヶ崎軍人遺骨処分事件」と呼ばれる事件が起こる。この問題は、谷の政治思想の進展を考慮する上で極めて重要な意味を持つものであり、筆者はかつて詳細にこれを検討している⁽¹⁵⁾ので、ここでは触れない。ただ、この事件の経過の中で、谷は、政府が国民の実情にそぐわない政策運営をするのは、政府の施策を監察する機関が無いからだと考へるに至り、従来から考慮していた日本への議会政治の導入を目指す意見書を提出したことを指摘しておきたい。すなわち、この意見書の最後の部分で⁽¹⁶⁾

再ヒ白ス、当時ノ政体ヲ維持セント欲セハ速ニ彈正台ヲ置クベシ、然レハ則官吏必ス恐ル、所ヲ知り、身ヲ修メ民ニ按スルモ亦必ス至理人情ニ本クベシ、是レ干城ノ皇室ノ為ニ企望スル処ナリ、若シ是レヲ迂ナリトセハ、国会ヲ開キ民ト公道ニ本キ民ト苦楽ヲ共ニスル立憲政体ヲ履行スルニ如カス、然ラサレハ不知不識压制ノ政体ニ陥リ、其ノ憂或ハ計ラレザル者アラン、心事多端煩悩殊ニ甚タシク言ノ不敬ニ渉ル者、只大臣閣下其ノ心ヲ憐ミ其罪ヲ恕セハ幸甚幸甚

とする。監察機関の設置か「民ト公道ニ本キ民ト苦楽ヲ共ニスル立憲政体」を主張しているのである。

また、さらに、周知の大隈重信の憲法構想問題と黒田清隆の開拓使官有物払下問題で紛糾したいわゆる明治一四年の政変でも、谷は、佐佐木高行らと共同歩調をとり、中政党を設立し、民権派の活動と、政府の失政を非難攻撃した。そしてこの活動は、鳥尾小弥太、三浦梧楼、曾我祐準と共に行った有名な「国憲創立議会議設立」の建白へと繋がる。これでは憲法制定を主張した。

さて、こうした出来事（則ち陸軍恩給令改正を求める意見の再提出・叙勲の不公平指摘・長崎事件・一四年政変）は、明治一四年に起きた一連の事であった。これらによって、谷は、自身の倫理観と政府の政策が相容れないものと見て、一四年を境に輝かしい陸軍軍人としての経歴を捨ててまで、議会政治というものを念頭に置いた政治への道に入っていくのである（後備役

編入は明治二二年八月二六日)。そして、こうした政治的な活性化は、佐佐木等とも連携して行動したことにも見る如く「保守派」の論理に基づくものであった。

二、洋行体験と民権観の変化

前章では、佐佐木高行、谷干城ともに、明治一〇年代の当初より、議会政治を念頭に置いていたという意味では、普通考えられているほど、「民権」思想との差は大きくないこと、但し、既存の板垣らの主導する「民権運動」には、一貫して不平者集団として過小評価を与えこれを「偽民権」と呼んで排斥しながら、一方自らが「真民権」と考える事についてはその限りにおいて共通した認識を持ち、自らもその考慮に基づいた藩閥政府批判を行ったことを指摘した。従って、谷や佐佐木の行動が、板垣らの「民権運動」を批判しながら、これと相似形をなす活動となっていくのも不思議ではないのであった。しかし、佐佐木に於いては、既存の「民権」派を不平者集団と過小評価しながら一方で「国体」に対する脅威と考慮する認識は一貫していたのに対し、谷の場合は、次第に「民権論」を再評価・再認識すると共に、独特の天皇像を形成していったのである。本章では、谷の「民権論」に対する再評価を検討していく。

谷のこうした「立憲政治」思想の進展ともいえる変化は、その洋行体験と高知県などに於ける民情の実視⁽¹⁷⁾によるものであったが、特に重要であったのは前者であろう。明治一八年の農商務大臣就任直後の欧米視察である。この欧米視察により不明確な形であった立憲政治に関する谷の思想が明確且つ具体的なものとなるのである。以下、前記拙稿で言及していない所も含め、簡単に欧米視察について見ていく。

先ず、欧米巡視の途次に訪れたエジプトが列強の蹂躪にあって衰退している様子は谷に大きな教訓を与える。エジプトが欧米の文化を無自覚に摂取し国力を超えた外債による過度な欧化を行ったため、英仏の植民地となったという点に注目し、同じ

様な状況にある日本の現況に大きな不安を感じたのである。日本の状況がエジプトと同じ轍を踏むことを憂えたのである。さらにパリ到着後、学習院幹事木村弦雄に与えた書翰で谷は「我邦只欧米の皮相を恋々して其本を計らず、末路埃及の惨状に陥らざれば幸なり。民権の論野夫の曾て悪む処、然るに真の民権を興さざれば国遂に危殆に至らん、仏国の現況は王党と急進民政党との離隔甚敷、又々王族放逐の論政府に起り多分決裁に至るべしと云へり。前途の事気の毒⁽¹⁸⁾」としている。ここでも、谷は各国の状況から、国家の独立と存続をはかるために「真の民権」の必要を実感したのである。先にも述べたように「偽の民権」と「真の民権」とは、従来から谷とその周辺では区別され「真の民権」は当然必要なものとされていた。フランスの状況を見て、これを再認識した。すなわち、従来の日本で主張されている「民権」は「野夫曾て悪む処⁽¹⁸⁾」であったが、「真の民権」なければ「国遂に危殆に至⁽¹⁹⁾」ることを実感し、これを導入することを積極的に考慮するようになるのである。すなわち、日本でも「真の民権」を導入しなければ、フランスと同様に王政が共和制となる恐れがあるというわけであろう。さらに欧州を歴訪するに従い、欧米の皮相的模倣や圧制の不可などについての確信を深めていく。また、特にオーストリア滞在中のシュタイン博士による講義も谷にとって重要であった。シュタインからは、憲法政治に関する実際に即した教えを受けた。シュタインは、特に谷を高く評価しており「子の質問する所は実学なり、子の目的達せすんは日本の前途危し⁽¹⁹⁾」と語っている。また、谷は、帰国後、条約改正について帝国議会に於いて審議すべきだと主張していくが、これもシュタインからの教えだと言う⁽²⁰⁾。伊藤博文がシュタインから行政の実際を学んだとすれば⁽²¹⁾、谷は、議会政治の実際を学んだのである。

そして、谷が欧米視察で得た最も大きな成果は、谷従来の考えである「王道論」に基づく政治実践にも「共和政治」にも共通する、国家の存続発展のための不可欠の価値を見いだしたことにある。その不可欠の価値とは、「真民権」の具体像であるともいえるであろう。即ちそれは、谷が曾我祐準に宛てた以下の如き書翰の中から読みとることが出来るのである⁽²²⁾。

真正の開化を望まは真正の立憲政体に基かざるべからず。言論の自由著述の自由を與へ人々自治の心を起さ令めされは到底何事を為すも徒勞徒費に属すべく頑夫も此度は大いに旧見を一新いたし候。日本は天皇陛下の日本なり又三千七百万人

の日本なり広矣大矣僅々たる役人の小知識に放任せは危哉。衆と共に樂み衆と共に憂れは國も安寧なるべきなり。開化も期すべきなり、何ぞ僅々たる役人の妻女西洋衣を服し金剛石を光からせたりとて外人は是れを認て開化なり文明なりとて尊敬は致間敷。只國權維持を断行するものは独り兵ある而已。

谷は、欧米視察によって國家存続の道に必須の条件があることを確信した。それが必須であるが故に「眞の民権」を主張することも「王道論」を主張することと矛盾しないし、立憲政治は、天皇が「衆と共に樂み衆と共に憂」う國家となるために不可欠であると認識したのである。谷が確信した当時の日本の目標は「眞の民権」に根ざす「眞正の立憲政体」によって軍備も充実した「眞正の開化」を遂げることであるというのである。そしてそれは、具体的には「言論の自由著述の自由を與へ人々自治の心」を起こさせることによってのみ獲得できるのだと言うのである。

こうした、欧米視察に於ける成果が結実するのは、明治二〇年帰国後の「意見書」⁽²³⁾であった。谷の意見書とは、進められつつあった井上馨外務大臣の条約改正が我が國にとって不利益であるとしてこれの中止を求め、また日本政府の改革を主張することにその目的があった。この谷の「國家の大要」と題する意見書については前掲拙稿に譲り詳述しないが、政府の欧化主義や官僚の専制を批判し、軍備の充実と立憲政治を主張するものであった。この内、「立憲政体」と題する項で、「政府は宜く人民の存する所を察して輿望に協ふの政略を執る可く人民は宜く聖意の存する所を奉戴し立憲公議の眞旨に反かさらん事を務む可し」とし言論・集会の自由を主張し元老院の改革を主張したものであった。こうした意見を主張する谷は、以前の板垣の民権論を否定して、「中正主義」に立つ人物と一変したかの様な印象を政府首脳に与えた。伊藤博文首相は、以下に述べる如く、谷は「民権論」者となったと報ずるのである。伊藤が黒田清隆に宛てた書翰の中で「同人過日夏島へ訪問の節も、自称して民権論者と相成たりとの事に有之候處、此意見書にても充分相露候様被察申候」⁽²⁴⁾と報じたのである。確かに、欧米視察により「眞の民権」の必要を感じ、言論の自由、政費の節減を主張する点などは当時の自由党・改進黨などの主張に通ずるものであり、また、こうした言及は、政權の安定を求める伊藤としては当然であった。すなわち、伊藤は当時、明治憲法の準備及び起

草の過程を通じて苦勞して獲得した政權の主導權に対する障碍、谷の挙動を見たのではなからうか。伊藤首相としては、これを政權内から排除しなければならなかった。後で少し触れるように、明治天皇の谷に対する信任が極めて高いことが明らかであったので、せつかく獲得した天皇の伊藤への信頼さえあるいは、失うかもしれないという状況では伊藤としては、あえて谷の意見を「民権論」者のもものとして排除することで、政權の動揺を防ぎ、逆に閣内の結束を固めようとしたものと思われる。そしてその結果、谷は辞表を提出することとなる。しかし、一方で谷の行動は、広く自由党・改進黨系の人々の支持をも集め、谷君名誉表彰大運動会が開催され、従来の研究が説くように、沈滞した民権運動に活力を与えることとなった。⁽²⁵⁾谷の意見書は、秘密出版され、多くの民権運動家や保守主義者らの政府の条約改正に飽き足らない人々に読まれその支持を得た。これは、谷の意見書が条約改正反対を中心に論じたものであったけれども、以前の条約改正反対意見のように、攘夷論の一種の変形として捉えられる因循な封建論ではなく、新たな政府と近い将来出来る議会との関係を模索する内容をも含んだものであったからであろう。その内容がある普遍性を持ったものであったが故に、運動の広がりを持たせるのに大きな役割があったと思われるのである。さらに、谷の政府批判は、これに止まらず、陸奥らと関係を深めて国粹保存主義（あるいは、国民主義）の運動を展開することとなる。

一方、明治天皇は、谷のこうした行動に一時憂慮し、側近の佐佐木高行をして谷の論を確かめさせている。佐佐木が谷に面会した結果は、谷は「民権論にあらずして、むしろ王道論にあり、其の説一に国体に立脚するものなり」とするものであった。⁽²⁶⁾佐佐木は谷の主張の本質は王道論者であることに変化はないと保証したわけである。確かに、谷の論は、依然として「王道論」にあったことは間違いないことであろう。しかし、その「王道論」を近代国家に実践する方途としては、フランス流の政治にも採るべき所があるとするのである。このことは、明治二年七月の学習院御用掛に就任するにあたって在京の妻くま子に高知から宛てた書翰で以下のように述べている事にも表れている。⁽²⁷⁾

強而学習院御用掛をも御断いたすに於ては我に不忠之名を負せ世間の信用をも落さ令めんとするの恐不少進退共に困難之

場合に立至り候故、此度は不忠之名を負ん事を恐れ世間の誹評を不省御請いたし候……御承知之通り現政府之所為には不満不少候得共、皇室え忠勤之事は秦山様以来伝来之教を奉し候事に候はば、仮令世之中は歳変化するも決而此之教はかはる事これなく我等をきざげんとするやから我を目して共和主義なり仏ランス主義なりと申唱候事誠にかたはらいたき事に候。よき事はフランスにも沢山これありよき事はよきと云はざるを得、共和なればよき事もわろしと申は不公平之至に而近頃之如く独逸とさへ云へは皆善なるよふに申し成すは我等之よろこばざる処なり

即ち、谷は、政府に対する不信から官に就くことに躊躇したが、この度は「強而学習院御用掛をも御断いたすに於ては我に不忠の名を負せ世間の信用をも落さ令めんとするの恐不少進退共に困難之場合に立至り候故、此度は不忠之名を負ん事を恐れ世間の誹評を不省、御請」するとし、谷自身は「皇室え忠勤之事は秦山様以来伝来之教を奉し候」と言う考えであるが、当時の谷には、「共和主義なり仏ランス主義なり」と非難する政府周辺の動きがあった。しかし、谷の考えは「よき事はフランスも沢山これありよき事はよきと云はざるを得共和なればよき事もわろしと申は不公平之事に而近頃之如く独逸とさへ云へは皆善なるよふに申し成すは我等之よろこばざる処なり」とするのである。谷は、フランスの様に共和政治をとる国であっても国家にとって良いことは「皇室え忠勤」することと矛盾しないと考えていたのである。谷は、「王道論者」である点は、以前と変わらなくても、欧米列強の前で、これに対峙する国家としては、その制度の良いものは採り入れるべきであると考えたわけ、これを何事をも恐れず主張するのが「皇室え忠勤」することであると確信しているのである。

そして、さらに谷は、その活動を広げ、いわゆる大同団結運動へも関わっていく。谷が、大同団結運動に関わるのは、無自覚なものではなく、佐佐木高行に宛てた谷の書翰に「曖昧に板垣後藤輩と合同スル事ハ決テ致シ不申、雖然彼レ若シ旧説ヲ捨テ干城カ説ニ同シ、上皇室ニ尽シ奉リ下公衆の益ヲ計ルニ於テハ又敢テ忌マザル事、猶現政府の人ガ大隈ヲ再ヒ政府ニ入セシ如く酒然として旧怨ヲ忘レン亦不可計其時ハ必ス公然タル場合ニ於テ可致決テ隱微の間にいたし不申⁽²⁸⁾」という。板垣や後藤が、説を変じて谷の意見に同意したと云うことを以て合同するのであり、谷自身が変節するわけではないのだと云うのである。

さらに、また、明治二二年の大隈重信の条約改正には、佐々友房や浅野長勲、三浦梧楼らと日本倶楽部を結成して、これが憲法に違反しているとして、反対運動を展開したことは、周知のことであろう。

上記のように、谷の「民権論」に対する理解は、洋行体験などを通じて進捗し、従来の「民権派」に対してもこれを一概に否定しないばかりか政治的提携もあり得たわけである。さらに、洋行後の谷は、立憲政治の施行と関連して天皇の政治的地位についても言及している。そして、この点が、従来の「保守派」の「天皇親政論」に見る天皇像と相違する点でもあった。これについては、次章で纏めることとする。

三、天皇の政治的位置

本章では、洋行後の谷の天皇観について、以下、いくつかの史料によって纏めることとする。

先ず、「谷話記」と題する史料がある。これは、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「元田永孚関係文書」中の史料⁽²⁹⁾で、明治二〇年、元田が、谷に面接したところを記した覚書である。明治二〇年は、谷が「国家の概要」と題する意見書を提出した年に当たり、当時天皇側近にあった元田が以前からかなり親しい関係にあったことから直接その真意を糺したものと思われる。ここに、以下のような記述が見られる。

一、王室ノ権ヲ拡張スルハ、臣民ヲ相抗敵スルノ勢ヲ生シ、王室ノ権ヲ殺カル、ノ害ヲ助成ス。故ニ王室ハ飽ク迄道德ノ海中ニ在テ公平無私ニ慈善ヲ施シ政權ノ外ニ立ツヲ要ス。内閣ハ臣民ノ衝ニ当リ天下ノ利害皆各大臣ニ担当シ一モ王室ニ関係セサルヲ要ス：

ここでは、王権が強大になれば国民との間に争いが起こり、却って王権は失墜するとして、王に実質的な政治権力の行使をさせない仕組みを、谷は求めていたことがわかるのである。これに付け加えて、先の「国家の概要」と題する意見書⁽³⁰⁾の中でも

抑も我国君臣の間誠に相親密なる風俗にして所謂君主は父母人民は赤子なるものなり。故に天皇陛下の臣民を見賜ふ事、一視同仁にして人民の政治思想各々相異なるものもあるも決して愛憎を其間に夾む事ある可きに非らず。又、必らず是有らざる所なり。然るに近年に至り執権者天皇陛下を見る事恰も自党の如く、三千七百万の聖主たる実を民間に失はしめんとするの恐れあり。豈恐れざる可けんや。故に有功勲位の人と雖も當路の執政者と政論を異にする者ある時は天皇陛下の罪人たるが如きの感觸を起さしめ其待遇に至りても俄然冷熱の変を来し国家に不忠不義なる者と異ならざるが如し。夫我国体たる天皇陛下は民命の主にして千古動かす可からざるも政論の如きは事務の一部なれば日新月進の世に當り反対主義の出づるは固より怪しむに足らず、否国家の良薬と謂ふも可なり。故に天皇陛下と政論とは全く相異なるものにして其意見の執政者と同不同によりて待遇の異なるある可からざる所なり

として、政府と天皇との分離を主張している。

さらに、「帝室ト人民トノ關係⁽³¹⁾」と題する意見書には、以下の様に述べている。

退テ一方ヲ見レバ西洋学者往々彼我ノ歴史ニ暗ク、暴君汚吏民ヲシヘタケ民之ニ叛シ圧服ノ困苦ヲ脱シタル悪例ヲ引キ粗暴ナル民権論ヲ為スヨリ遂ニ不得止前文ニ述ルカ如ク、勤王党ヲ結合シテ王室ヲ擁護セント企タルモ亦タ是非ナキ次第ナリ、然ルニ今般ノ洋行ニテ大ニ其ノ非ヲ覺リ政治ノ方向ト王室トハ全ク別ナルモノニシテ守旧ニモアレ改進ニモアレ日本ニ於テハ皆天子ニ奉従スル事子ノ父母ニ仕ル如クナルヘキハ国体当然ノ事ニシテ動カスヘカラサル歴史ナレハ西洋主義ノ入ルト共ニ悪例ノ入ラン事ヲ恐ルレハ、愈立憲政体ノ順良ナルモノニ倣ヒ天子ノ御位置ヲ泰山ノ安キニ置キ奉ラン事ヲ願フノ精心也、故ニ云フ天子ハ一党派ノ天子又貴族官吏等ノ天子ニ非ス、即三千七百万人共奉ノ天子ナリト、干城カ志ハ成ル丈ケ力ヲ尽シテ自由改進守旧ノ諸党モ勤王ノ一事ハ同一ニ奉仕セ令ムルノ志也、是レ今般從來ノ説ヲ改メタル愚意ノ大概也

この意見書では、先ず、谷は、洋行以前においては、本来の日本の伝統的君臣関係と異なる西洋モデルの君主と人民との関

係（すなわち「暴君汚吏民ヲシヘタケ民之ニ叛シ屈服ノ困苦ヲ脱シタル」という関係）を日本に当てはめようとする「粗暴ナル民権論」が隆盛であったとし、これに対してやむを得ず勤王党により王室の擁護をはかったと述べる。しかし、洋行によりその非を悟ったとする。谷は、洋行により、本来「政治ノ方向ト王室トハ全ク別ナルモノ」であるべきを悟ったとする。党派による争いに皇室を巻き込むことの非を認識したのである。したがって、ここでは、天皇を政治的に守るために天皇と政治とを分離することを主張する。すなわち、「立憲政体ノ順良ナルモノニ倣ヒ天子ノ御位置ヲ泰山ノ安キニ置キ奉ラン事ヲ願フ」のである。

以上の三つの史料によりその天皇観を考えれば、谷は、天皇と政治との分離をはかり、その政治的な役割を限定的なものとして想定していることが明らかであろう。谷は、天皇の役割を「道徳ノ海中ニ在テ公平無私ニ慈善ヲ施シ政権ノ外ニ立ツヲ要ス」としており、こうした見解は、憲法構想から起草に至る過程で一貫して、英国型立憲政体構想の阻止を意図し「天皇と内閣の一体性」の保持を主張した井上毅の独逸型立憲政体構想⁽³²⁾とは全く相違するものであった。また、谷が言う「立憲政体ノ順良ナルモノ」として想定しているモデルは明確ではないが、実際の政治と君主との間に距離をおこうとする点に限って見れば、英国の立憲君主制に近いとすら思われるのである。

さらに、明治憲法制定後の、天皇の位置づけに関する解釈について、永井秀夫氏は、保守派・国民論派のそれは「分立機構の上に超越する中立的・調和的機能」の保持⁽³³⁾を意味するものであったと指摘している。明治憲法制定前後、谷は陸実らと「国民主義」による政治活動を行っており、その主張は同傾向であったと思われる。ただし、谷の場合、天皇に諸政治勢力の調整という能動的権能を期待することにもまして、天皇は政府の外にあるとの憲法解釈に力点が置かれていると思われる。谷は、明治憲法第八条「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス…」に対し「此条甚疑ハシ、是ハ行政権ニ属スルモノシテ天皇ノ勅令ニ発スルニハアラサルベシ」と批判し、さらに条文中の「天皇ハ字ヲ政府ニ改ムルヲ穩トス」とする如く⁽³⁴⁾、天皇と政府の混交には強く反発しているし、明治二四年

一一月一日陸実に宛てた谷書翰でも「立憲君主政は実に政府に代理せ令むるに非ずして天皇は行政立法陸軍裁判所等の上により上より大綱を握るものなり」⁽³⁵⁾とするのである。さらに、保守中正派に属する鳥尾小弥太は、永井氏が指摘するところによれば、枢密院設置により、政府と議会上に立つ天皇の「超越的仲裁的機能」の保証を期待したという⁽³⁶⁾。これに対し、谷は、憲法施行後の枢密院に対し、「小生の考にては、上下両院の外、如斯院（枢密院Ⅱ）（内小林）を被置候は、制度上如何敷と考は、創立の始、公言も仕候事も御座候」⁽³⁷⁾と述べる如く、その役割に疑問を呈しているのである。谷の枢密院に対する批判には、枢密院が「顧問に非ずして議官なる事欽定の名ありて欽定の実を失する事、同院に権力弛^(ママ)くなれば行政官責任を軽くし行政官の運動を妨げ、若し又権力なきものと成らは英国の枢密院の如く無用の長物と成るべし」⁽³⁸⁾とするものがあるが、この中の「欽定の名ありて欽定の実を失する」とは、顧問官の任命が実質的には政府の任命であって、その中立性を保証できない点への批判であろう。谷は、新たに開設される議会の役割については高く考慮したが、枢密院に天皇の「超越的仲裁的機能」の保証を求めるとはできなかったのである。

以上のように、谷による天皇の政治的な位置を巡る見解は、谷自身が共に行動したかつての「保守派」の見解よりも、受動的な役割をえがくものであり、天皇の非政治性・中立性を前提とする自由民権派の議会主義的君主制にも近い見解であった。このことは、谷が超然主義を貫こうとする政府の方針に対して「此事は暫時の間は或は行はるべし、然れ共年月を経るに従ひ必ず変化を来すは火を見るよりも明らかなり。現に即今とも已に其の萌芽あるに非ずや」⁽³⁹⁾と述べる如く、超然主義の破綻を予言する解釈にもその共通性をみる事が出来よう。しかし、自由民権派の議会主義的君主論と谷が相違する点は、谷は、既存の政党に対し根強い不信感を持っていたことにある⁽⁴⁰⁾。谷は、既存の政党とは藩閥政府批判を行う点で提携できたとしても、その国家的視野の欠如を憂えその政権担当能力には強い懸念を持っていたのである。従って、谷に於ける議会主義は、政府のみならず政党が支配する下院をも独自の立場で監察を行おうとする、上院の活動を中心とするものとなるのである。このことは、度重なる明治天皇自身から発せられた任官の要請を固辞しつつ、「一身の希望を顧慮なく申上候はば、貴族院に席を占め、時

に行政官の不都合を匡正し、時に衆議院の狂暴を匡正し、上は皇室と、下は多数人民との間を、親密協和なるの手段を取り申度⁽⁴¹⁾との述べていることから見ることもできるのである。

おわりに

以上、明治一〇年代の初頭より、帝国憲法制定に至る頃迄の谷干城の政治思想について、その「民権」と「天皇」の政治的位置を巡る見解を中心に見てきた。明治一〇年代に於いては、谷は、板垣らの「民権運動」に対して、不平者による「偽民権」と考慮してこれを非難したが、一方では、伝統的秩序に基づく国民の実状に配慮するという志向に沿った「真民権」拡張による政府改革を目指すものであった。そして、これは、政府を監察する目的での議会政治をも念頭に置くと言う意味において、「民権派」の中心的な主張とも近似する要素を持つものであった。

さらに、谷は洋行体験や高知県に於ける民情の実視、とりわけ前者によって、その独特の立憲政治思想を進展、具体化させ、言論自由を主張し、政府の過度の欧化主義や官僚専制を批判し、軍備の充実と立憲政治施行を主張した。ここでは、フランス流の民権思想にも理解を示し、既存の「民権派」とも政府批判を行うという点では提携する可能性もあり得たのである。さらに、洋行後の谷は、天皇の政治的位置づけについても、政治の流動から天皇を守るために、政府との分離を極めて厳密にしようとする見解を持った。しかも、谷は、議会による政治決定を重視し、自らも議会開設後の上院での活動を志す「議会主義」者でもあった。但し、谷には既存の政党への根強い不信感があり、したがってその議会活動の目的も、政府の失政を「匡正」することに加えて、「衆議院の狂暴を匡正⁽⁴²⁾」することにも置かれるのである。

かくして明治憲法による議会制度は、谷の様な政府とも政党とも独立した議会活動を行おうとするもう一つの「議会主義」者を包含して始まるのである。

(1) 例えば、この点を指摘した先駆的な業績には、ジョージ・アキタ『明治立憲政と伊藤博文』（荒井孝太郎・坂野潤治訳、東京大学出版会、一九七一年）、升味準之輔『日本政党史論』一・二巻（東京大学出版会、一九六五・六六年）があり、近年では、鳥海靖『日本近代史講義―明治立憲制の形成とその理念』（東京大学出版会、一九八八年）、坂本多加雄『日本の近代2 明治国家の建設』（中央公論社、一九九九年）、坂本一登『伊藤博文と明治国家形成―「宮中」の制度化と立憲制の導入』（吉川弘文館、一九九一年）等がある。

なお、本稿の史料の引用に当たっては、原則として通行の字体に改め、句読点も適宜補った。

(2) 例えば、例えば、板垣退助監修『自由党史』（岩波書店、一九五八年）などの分析視角が挙げられよう。

(3) 渡辺昭夫『天皇制国家形成途上における『天皇親政』の思想と行動』（『歴史学研究』二五四号、一九六一年八月）、笠原英彦『天皇親政―佐々木高行日記にみる明治政府と宮廷』（中公新書、一九九五年）さらに西川誠『明治一〇年代前半の佐々木高行グループ』（『日本歴史』四八四号、一九八八年九月）等がある。なお、永井秀夫『明治国家形成期の外政と内政』（北海道大学図書刊行会、一九九〇年）所収の「明治憲法の制定」では、明治憲法制定の要因の中で「保守派」の役割を重視している。また、自由民権派との対抗勢力と想定して佐々木グループを検討したものには、勝田政治「宮廷側近グループと自由民権運動―佐々木高行を中心に」（『早稲田大学文学研究科紀要』別冊第一〇集、一九八四年三月）がある。

(4) なお、筆者は、既に以下に挙げるいくつかの小稿において谷干城について検討している。本稿の内容とは、行論上の必要から一部重複するが、詳細については、適宜、参照のこと。①「政治家としての谷干城」（林英夫監修、広瀬順皓・小林和幸編修『谷干城関係文書』解説、北泉社、一九九五年）、②「長崎梅ヶ崎軍人遺骨処分事件と谷干城―政治家としての谷干城の誕生―」（『書陵部紀要』四七号、一九九六年三月）、③「谷干城に於ける『立憲』思想とその実践」（『谷干城のみた明治』高知市立自由民権記念館、一九九七年）。なお、谷干城に関する先行研究については、とりあえず拙稿①参照。

(5) たとえば、平尾道雄『子爵谷干城伝』（富山房、一九三五年、以下『谷伝』）八頁以下。

(6) 『谷伝』三〇八頁以下。

(7) 『谷干城遺稿』下（靖献社、一九二二年、一九七六年東京大学出版会復刻、以下『遺稿』）一〇五三頁以下。なお、『谷伝』によると、この意見書の提出を明治九年二月二三日としている（四一〇頁）。

(8) 谷と佐佐木の同士としての連携の深さは、征韓論分裂時を回顧して佐佐木が「吾県人ハ孰レモ方向ヲ失ヒタル勢ナル時、高行ハ確乎トシテ動カズ、弥進ンデ政府ヲ輔ケ、天下ヲ維持スルコトヲ誓ヘリ、其時ニハ熊本鎮台ニハ谷干城アリテ同意ナリ」との記述からも知られるであろう(『保古飛呂比 佐佐木高行日記』(東京大学出版会、一九六六年。以下、『保古飛呂比』六巻、二八二頁)。

(9) 原本は、谷元臣氏所蔵。なお、前掲『谷干城のみた明治』には、この書翰の写真が掲載されている(三四頁)。

(10) 前掲『保古飛呂比』(七巻、四〇一頁)にも、この書翰(案)が存在する。しかし、本論で述べる如く、その書翰(案)では、「貴命の如く、真民権ハ早晚被相可申、又被行可然存候」としており、原本にある「議事も」の部分が欠落しているのである。今回、本来の佐佐木書翰を見ることにより、「議事も」とする部分が確認でき、谷・佐佐木の「議會政治」に関する見解が明らかにする事が可能となった。

(11) 例えば、明治八年一〇月の板垣が島津久光との提携により、政府に対し意志の貫徹を図ったことについて「急進ノ板垣ガ守旧ノ左府ト合力シテ、漸進ノ木戸・大久保等ヲ破ラントスル事、尤モ解セヌコト」(前掲『保古飛呂比』六巻、三〇六頁)との評も見える。

(12) この佐佐木の元老院強化を巡る活動については、渡辺前掲論文、笠原前掲書、西川前掲論文等参照。

ただし、佐佐木による既存の「民権派」への評価は一貫しており、『保古飛呂比』の中でも、「粗暴民権」あるいは「激烈民権」との評が散見される。佐佐木の「欧米各国ノ党派論ヲ相吐キ、今日ノ民権家ハ多ク粗暴民権家ニ付、甚ダ国家ニ害アル事ハ、欧州ノ沿革ヨリ昭々タリ」(『保古飛呂比』明治一四年九月二五日条、一〇巻、三九一頁)との言もあり、また、後述するが、谷も、君主と人民の対立を画く西洋モデルの君民関係の無批判の日本への適用を「粗暴民権論」として批判しており、彼等の「民権」批判は、国体を守ることに主眼が置かれていることは言うまでもなからう。

(13) 前掲拙稿①。

(14) 『遺稿』上、八七三頁。

(15) 前掲拙稿②。

(16) 「公文別録」明治一四年中の「上書建言録」所収、「陸軍中將谷干城建白長崎梅ヶ崎軍人軍属改葬事件法官ニ付シテ審糺ヲ乞フ議」(国立公文書館蔵2A-11-別55)。なお、全文は、前掲拙稿②に掲載。

(17) 谷は、頻繁に高知県に帰省し、県内の政治状況にも配慮を見せている(前掲『谷干城関係文書』所収、拙稿「谷干城年譜(稿)」参照)。

(18) 明治一九年五月二日付書翰(前掲『谷干城関係文書』所収、二二七―三)。

(19) 『遺稿』上 五七八頁。

(20) 明治二二年六月七日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰には、スタインの条約改正を国会で議すべしとの論を挙げ、「前年之谷子爵之意見書中条約改正論の如きも、遠く此辺より被導候事と相察せられ」としている(同文書研究会編『伊藤博文関係文書』二卷、六七頁、塙書房一九七四年)。

(21) 坂本前掲書、九二頁以下。

(22) 明治二〇年一月二三日付書翰(『遺稿』下、五二〇頁)。

(23) 『遺稿』下 九七頁以下。

(24) 明治二〇年七月五日付書翰(平塚篤編『伊藤博文秘録』三一頁、一九八二年原書房復刻)。

(25) 例えば、前掲『自由党史』、二七五頁以下。

(26) 宮内庁編『明治天皇紀』(吉川弘文館、一九七一年)六卷、七七五頁。

(27) 明治二二年七月二〇日付谷玖満子宛谷干城書翰(前掲『谷干城関係文書』二二七―一五)。

(28) 明治二二年日付無し佐佐木高行宛谷書翰(谷元臣氏所蔵)。

(29) 「一一一―五谷話記」(国立国会図書館憲政資料室蔵「元田永孚関係文書」所収)。

(30) 『遺稿』下、九九頁。

(31) 「帝室ト人民トノ関係」、谷元臣氏所蔵の草稿。また、中岡慎太郎館にも同史料が所蔵されているという。

(32) 坂本前掲書、二三四頁以下。坂本氏は、こうした、井上毅の主張にも関わらず、憲法起草において伊藤博文は大臣輔弼の原則を維持した事を明らかにしている。

なお、谷は「独逸を以て日本の手本とするの非なる事は多々あり」と述べる如く(「明治二二年旧里某への書」、『遺稿』下、五四六頁以下)、独逸の諸制度の無批判な導入に対して一般に反対の態度を示している。

(33) 永井前掲書、三七五頁。永井氏は、陸実の『近時政論考』派の「天皇大権」を「執中権論(調整権論)」であると指摘した。

(34) 前掲『谷干城関係文書』所収、「五九八 帝国憲法義解」への谷自身の書き込みによる。

(35) 『遺稿』下、五六三頁。

(36) 永井前掲書、三三三頁。なお、鳥尾の発言とは、「此ノ如ク内閣ノ責任ヲ重フスルトキハ天皇ノ大権悉ク内閣ニ遷リ天皇ハ虚位ヲ擁スルニ至ラントノ説ヲ為ス者アラシ。然レトモ之固ヨリ杞憂ニ属スル者ナリ。試ミニ憲法ヲ看ヨ。枢密顧問ヲ設ケテ以テ天皇ノ諮詢ニ供スル

ニアラスヤ。即チ天皇ハ其ノ大権ヲ施行スルニ当テ、独リ之ヲ内閣ニ放任セス、親シク枢密顧問ニ諮詢シ、自ラ聖衷ヲ以テ裁断セサセラル、ヲ知ルニ足ルヘシ」(『枢密院會議事録』一卷、三〇〇頁、東京大学出版会、一九八四年)。

(37) 「日録」明治三十二年一月三〇日条(『遺稿』上、六九〇頁)。

(38) 明治三十二年七月一四日付、元田永孚宛谷干城書翰(沼田哲、元田竹彦編『元田永孚関係文書』山川出版社、一九八五年)三五五頁。

(39) 「日録」明治三十二年二月二七日条(『遺稿』上、七二一頁)。

(40) このことについては、例えば拙稿「貴族院の制度化」(『近代日本研究年報20 宮中・皇室と政治』、山川出版社、一九九八年)参照。

(41)(42) 注(38)書翰。

〔付記〕本稿は、谷干城の子孫谷元臣氏より、閲覧させていただいた史料に多くを負っている。快く史料閲覧を許可して下さった谷元臣氏に深く感謝申し上げます。